

パートタイマー有効活用 **無料** 相談会

①改正パートタイム労働法が 平成27年4月より施行されます！

主な改正のポイントは次のとおりです

①パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- ・ 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大
- ・ パートタイム労働者と正社員の待遇を相違させる場合は、不合理と認められるものであってはならない

②パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- ・ パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置について、事業主が説明しなければならない

③パートタイム労働法の実効性を高めるための規程の新設

- ・ 雇用管理の改善措置の規程に違反している事業主は、場合によっては事業主名を公表される

改正パートタイム労働法が施行され、パートタイマーへの対応が、これまでとは変わってきます。

◆有期労働契約者の取扱い

◆雇入時の説明義務の新設

◆相談に対応するための体制設備の義務の新設

◆相談窓口の周知

パートタイマーを新たに雇い入れる会社様、現存するパートタイマーの有効活用をしたい会社様の相談に、労務のプロである社会保険労務士が無料で応じます！

お申し込みは裏面より

中小企業・小規模事業者向け助成金

「平成26年度補正予算・平成27年度予算」

中小企業・小規模事業者向けの助成金が出ました！

- ◆新商品・サービスを検討 2/3補助 上限 1000万円
- ◆創業・第二創業を検討 2/3補助 上限 200万円
- ◆販路開拓（小規模事業者）2/3補助 上限 50万円
- ◆設備の導入を検討 1/2 ~ 2/3補助
- ◆事業継承を検討

これらに該当する方は助成金が支給される可能性があります！

助成金の申請は専門家へのご相談をおすすめしますので、この機会を是非ともご活用ください。

無料相談 申込用紙

希望日時	第一希望日： 月 日 時～ 同 日 時～	第二希望日： 月 日 時～ 同 日 時～
相談内容	<input type="checkbox"/> パートタイマー有効活用 <input type="checkbox"/> 助成金 <input type="checkbox"/> その他	
希望場所	<input type="checkbox"/> 弊社神戸事務所 <input type="checkbox"/> 弊社姫路事務所 <input type="checkbox"/> 貴社	
会社名		業種
所在地	〒	
	TEL	FAX 社員数
お申込者①	御芳名	御役職

お申込みFAX： 0120-38-3399

※相談時間1社45分ほど ※遠方への訪問の場合、交通費分の費用を頂くことがあります。
※お申し込み後3日以内に案内を電話またはFAXにてご案内いたします。もし案内が届かない場合は、お手数ですが、弊社事務所までご連絡お願いいたします。（連絡先TEL：0120-66-8050）

**4名の経験豊富な専門家が
お答え致します。**

